

針葉樹製材に用いる含水率計認定手数料規程

1 趣旨

この規程は、針葉樹製材に用いる含水率計認定規程(HW-含水率 001-2013) (以下「規程」という。)第2 3条の規定に基づき、針葉樹製材に用いる含水率計認定業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

この規程において、表1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表1 用語の定義

用語	定義
認定手数料	針葉樹製材に用いる含水率計認定規程に規定する認定業務に要する手数料である。 ただし、試験手数料及び認定証紙代は含んでいない。
新規手数料	申請者が新たな認定番号を取得する場合の認定手数料をいう。
変更手数料	認定の有効期間中に認定内容に関わる変更を申請する場合の認定手数料をいう。
更新手数料	認定の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の認定手数料をいう。

3 新規及び更新手数料

規程第10条及び第11条の規定による、新規及び更新の申請に係る認定手数料は表2による。

表2 新規手数料及び更新手数料 (税込)

	金額
新規手数料	550,000 円
更新手数料	440,000 円

ただし、同一申請者から同時期に申請される複数の製品で、センターが合理的に認定業務を行えると判断した製品については、2件目以降の認定手数料は表2の金額の半額とする。

4 変更手数料

規程第12条の規定による、内容変更等の申請を行う場合は、見積もりによる手数料を適用する。

5 認定書の再交付料

針葉樹製材に用いる含水率計認定実施要領（HW-含水率 002-2013）の第 6 に規定する認定書の再交付を行う場合の手数料は、認定書 1 枚につき 11,000 円（税込）とする。

（付則）

この規程は平成 28 年 12 月 12 日から施行する。

制定	平成元年	2 月	1 日	住木技発元第 17 号
改正	平成 12 年	12 月	1 日	住木技発 12 第 186 号
改正	平成 25 年	4 月	1 日	住木認発 25 第 33 号
改正	平成 28 年	12 月	9 日	住木認発 28 第 170 号
改正	令和 2 年	12 月	1 日	住木認発第 193 号